

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年 1月 4日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：29件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	非常用ディーゼル発電機（B）補機冷却海水配管ベント弁等保温材カバー（計4箇所）に一部損傷が認められたため、当該部を点検・修理	D	
2	1号機	制御棒駆動水圧制御ユニット窒素充填用ホースの接続部ナットのネジ山に不良が認められたため、当該ナットを交換	D	
3	1号機	制御棒駆動水ポンプ（B）主油ポンプケーシングに油のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
4	1号機	主発電機軸受（コレクタ側）ケーシング下部のつなぎ目に油のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	C	
5	1号機	主発電機軸受（タービン側）ケーシング下部のつなぎ目に油のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	C	
6	2号機	計装用空気系空気圧縮機（B）アフタクーラードレントラップにシートパスが認められたため、当該ドラントラップを点検・修理	D	
7	2号機	計装用空気系空気圧縮機（A）アフタクーラー出口逆止弁にシートパスが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
8	2号機	気体廃棄物処理系活性炭ホールドアップ装置空気圧縮機冷却水温度指示計に指示不良（ドリフト）が認められたため、当該指示計を点検・修理	D	
9	3号機	廃棄物処理建屋換気空調系給気ファン暖房用加熱蒸気入口配管真空破壊弁（701B）にシートパスが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
10	3号機	廃棄物処理系廃液サージポンプ出口圧力計に指示不良（ドリフト）が認められたため、当該圧力計を点検・修理	D	
11	3号機	タービン建屋地階通路用階段（給水加熱器ドレンポンプ（A）脇）の踏み台溶接部に外れが認められたため、当該部を点検・修理	D	
12	3号機	移動式炉内計装系制御装置（C）に警報の発生が認められたため、当該装置を点検・修理	D	
13	3号機	給水加熱器ドレンポンプ（B）メカニカルシールにリーク（1滴/2秒程度）が認められたため、当該部を点検・修理	C	1月11日再審議にて グレード変更 D → C
14	3号機	タービン建屋換気空調系給気ファン（D）モータファンカバーに腐食が認められたため、当該部を点検・修理	D	
15	3号機	制御棒駆動水圧制御ユニット（50-35）窒素容器下部配管接続部より微少の窒素ガスリーク（カニ泡程度）が認められたため、当該部を点検・修理	C	
16	3号機	原子炉建屋4階ほう酸水注入系エリア暖房用ユニットヒータ加熱蒸気入口配管ドラントラップに動作不良が認められたため、当該ドラントラップを点検・修理	D	
17	4号機	非常用ディーゼル発電機（A）デイトン室前ルーフドレン配管サポートに腐食が認められたため、当該部を点検・修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
18	4号機	所内ボイラ（B）燃料噴霧蒸気配管ユニオン部より微少リーク（霧状）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
19	5号機	所内ボイラ（B）サンプリングクーラー冷却水出口フローグラスに汚れが認められたため、当該フローグラスを点検・清掃	D	
20	5号機	中央操作室「復水脱塩装置遠方操作盤故障」の警報発生が認められたため、当該装置を点検・修理	D	
21	6号機	制御棒駆動水ポンプオイルクーラー冷却水出口配管ドレン弁にシートパス（1滴／2秒程度）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
22	6号機	タービン建屋地階復水器水室圧力計装ラック前の床表面にひび割れが認められたため、当該部を点検・修理	D	
23	6号機	タービン建屋地階西側復水器（A-B間）ファンネルに錆びが認められたため、当該部を点検・修理	D	
24	6号機	廃棄物処理系除染廃液タンク（A）レベル計に指示不良（緩慢な変動）が認められたため、当該レベル計を点検・修理	D	
25	集中環境施設	洗濯廃液処理設備洗濯廃液収集タンク（A）出口弁にシートパスが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
26	集中環境施設	雑固体廃棄物焼却設備建屋搬入口シャッターに閉操作不良が認められたため、当該シャッターを点検・修理	D	
27	集中環境施設	廃液乾燥固化系遠心薄膜乾燥機（B）ミストセパレータ液位計に指示不良（ダウンスケール）が認められたため、当該液位計を点検・修理	D	
28	集中環境施設	廃液濃縮系床ドレン供給ポンプ出口ドレン配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	D	
29	集中環境施設	純水供給ポンプ（A）モータより異音（摩擦音）が発生するため、当該モータを点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉停止 ・ 発電所外への放射性物質の漏えい ・ 非常用炉心冷却系の作動 ・ 火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・ 管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・ 原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・ 主要パラメータの緩やかな変化 ・ 人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話 : 0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで